

2025年1月29日

各位

住所	東京都渋谷区桜丘町26番1号
会社名	GMOインターネットグループ株式会社
代表者	代表取締役グループ代表 会長兼社長執行役員・CEO 熊谷 正寿 (コード番号 9449 東証プライム)
問い合わせ先	取締役 グループ副社長執行役員・CFO グループ代表補佐 グループ管理部門統括 安田 昌史
TEL	03-5456-2555(代)
URL	https://www.gmo.jp

ダイヤモンド・オンラインの記事について

株式会社ダイヤモンド社の運営する「ダイヤモンド・オンライン」の2025年1月27日付の記事において、当社が米国において提起した暗号資産マイニング事業の訴訟(以下、本訴訟)に関する報道(URL:<https://diamond.jp/articles/-/357500>)がなされておりますが、内容に事実誤認がありますので、以下の通りお知らせいたします。

1. 本訴訟について

本訴訟は、当社及び当社の米国子会社が運営していたマイニングデータセンターにおいて、米国 Whinstone US, Inc. (以下、ウインストン社)から契約通りの電気供給がなされず、また、当社所有のマイニングマシンが合意なしに撤去されたため、その逸失利益を請求しているものです。

当初より、ウインストン社に対しては、契約関係を通じて資金面を支援する形で事業運営を進めてきました。しかし、当社は、ウインストン社が行なった行為について調査を行った結果、同社に対して損害賠償等の請求を行うべきと判断したものです。株主様にご迷惑をおかけすることは看過しがたく、当社といたしましては毅然とした態度で訴訟に取り組んでおります。

2. 訴訟の主体

原告:当社、GMO GameCenter USA, Inc.

被告:Whinstone US, Inc.

3. 事実誤認がある箇所

(1) タイトルについて

「上場廃止ラッシュ 2025 【スクープ】GMO が 900 億円超の巨額賠償訴訟！熊谷氏“肝いり”の仮想通貨マイニング事業失敗で米企業と泥沼トラブル」という記事タイトルにおいて、原告と被告が明確に記載されておらず、当社を被告とし 900 億円超の賠償訴訟をされていると誤認される恐れがございます。なお、訴訟係属後に被告から一部反訴がある点は

事実です。

(2) 記事本文での主な事実誤認について

別紙をご参照ください。

4. 今後の見通し

訴訟関連費用を含め、本件による当社連結業績に与える影響は、軽微であると判断しております。

本訴訟に勝訴した場合など、今後開示すべき事項が生じた場合には、速やかに開示いたします。

以上

(別紙)

ダイヤモンド・オンラインの事実誤認内容(抜粋)	事実
<p>GMOは17年にアイスランド、18年にノルウェーにマイニングの拠点を設けるが失敗。</p> <p>(中略)</p> <p>だが、マイニング事業そのものを諦めることはなかった。18年11月、米ルイジアナ州でデータセンターを運営するウインストン社と契約(ルイジアナ契約)し、同州でマイニングを開始した。</p> <p>しかしルイジアナでも計画が遅れ、19年10月にはテキサス州でマイニングを継続する契約(テキサス契約)をウインストン社と結んだ。</p>	<p>■アイスランド、ノルウェーでの事業を失敗したのではなく、更なるコスト削減の為、移転したものです。</p> <p>■当初より、ウインストン社は資金面で苦慮されており、契約関係を通じて、資金面をお支えしてきました。</p> <p>■ウインストン社側の資金面での問題により、ルイジアナにおいて契約通りの電気供給ができないことから、ウインストンから当社グループに対して、より優位な条件での電力共有が可能とされる、テキサスへの移転を提案されました。</p> <p>■ルイジアナでの逸失利益の賠償条項を盛り込んだ2029年末までの新契約(ダイヤモンド・オンライン記事中におけるテキサス契約)を締結しました。</p>
<p>ルイジアナでの失敗は、電力が十分に供給されなかったことが原因だったため、GMOは破格の利用料でテキサスのデータセンターを利用できたという。</p> <p>ルイジアナの電力不足によるGMOの逸失利益については両社の交渉で決めるとされたが、ウインストン社によれば、GMOは21年4月に約300万ドルを一方向的に請求。</p> <p>さらに1年後の22年4月には、その請求額がなぜか約3500万ドルに膨らんだ。</p>	<p>■約300万ドルを請求した事実はございません。</p> <p>■約3,500万ドルが契約に基づき計算した請求額です。</p> <p>■逸失利益に関して交渉を続けていましたが、2022年3月に当社の合意なしにマイニングマシンが撤去された為、実際に逸失利益を請求しました。</p>
<p>GMOは「電力不足による逸失利益について合意するまでは新契約の交渉に応じることはできない」とウインストン社に通告し、有利な契約のままテキサスのデータセンターを使用し続けた。</p> <p>その後もGMOが交渉に応じなかったため、ウインストン社は23年6月、テキサス契約を解除する通知をGMOに送付し、マイニング装置の撤去と施設からの立ち退きを要求。</p> <p>GMOが最終的に施設を立ち退いたのは、同年10月のことだった。</p>	<p>■当社は誠実に交渉を行っていましたが、合意には至りませんでした。</p> <p>■ウインストン社より、新たな条件提示がありましたが、当社として合意できる条件ではありませんでした。</p> <p>■交渉継続中に、ウインストン社は一方的に契約を解除し、当社のマイニングマシンを撤去しました。</p>